



# 意見書

定例会の最終日に、次の意見書(議員提出議案)を上程し、原案のとおり可決しました。可決した意見書は、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付しました。

「仕事と生活の調和」が実現した社会の構築に関する意見書

近年、人々のライフバランススタイルや価値観が多様化する中で、働き方や子育て支援などの社会的基盤は、必ずしもその変化に十分対応できるものとなっていない。

政府と労使間の合意の下、平成19年12月に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進の行動指針」が策定され、「仕事と生活の調和」は重要な課題となっている。八潮市では「仕事と生活の調和」を推進するため、市民や企業などに対し、これまで様々な取り組みや支援を行ってきた。しかしながら、国内外の企業間競争の激化や産業構造の変化に伴う非正規雇用の増加と、正規雇用者に見られる長時間労働の高止まりといった働き方の二極化は、一層進行している現状にある。

よって、国においては、「仕事と生活の調和」が実現した社会を構築するため憲章及び行動指針を踏まえ、更なる取り組みを推進するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規

定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

埼玉県八潮市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長  
内閣総理大臣 厚生労働大臣

障害者自立支援法の見直しを求める意見書

平成18年に施行された障害者自立支援法については、法の円滑な運用のための特別対策や、平成19年12月にまとめられた与党・障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書に基づく利用者負担の見直しなど緊急措置も取られてきたところである。

その上で、現在、政府・与党において、法施行3年後の抜本的見直しに向けて検討が進められており、その中では、見直しの全体像や、介護保険制度との関連、利用者負担の在り方などが議論されていると理解している。

ついては、自立支援法施行に伴い、利用者負担などに係る今日まで障害者団体などから寄せられた厳しい声などを十分に踏まえ、以下の点について、適切な見直しを行われるよう、強く要請します。

記

- 1 障害者自立支援法の見直しに当たっては、介護保険制度との統合を前提とせず、あくまでも障害者施策としての在るべき仕組みを検討すること
- 2 最大の課題となっている利用者負担については、これま

での特別対策や緊急措置によって改善されている現行の負担水準の継続は当然として、これまでの経緯を十分に踏まえ、新たな利用者負担の考え方に基づき、法の規定を見直すこと

3 新体系への移行が円滑に進まない状況を踏まえ、施設利用要件の抜本的な見直しを行うこと

4 障がい者の範囲について、発達障害や高次脳機能障害が自立支援法の対象となることを明確化し、障害程度区分についても、身体、精神、知的、発達障害などの障害特性を反映するものとなるよう見直しを行うこと

5 地域生活支援事業について、障がい者が地域で暮らすために不可欠な事業は、自立支援給付とし、移動支援やコミュニケーション支援の充実を図ること

6 福祉的就労分野での利用者の負担解消について、関連施策との関係を含め議論を深めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

埼玉県八潮市議会

提出先 厚生労働大臣

用語 意見書とは

地方公共団体の公益に関する事件について当該議会の一機関としての意思を意見にまとめたものです。

## 議員からの寄附は、罰則をもって禁止されています!!

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄付を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄付になるので、注意してください。

### 禁止されている寄付(例)

- ×お中元、お歳暮
- ×祭りへの寄付や差し入れ
- ×地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ×落成式、開店祝の花輪
- ×町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差し入れ
- ×入学祝、卒業祝
- ×議員の代理で出席する場合の結婚祝
- ×病気見舞い
- ×議員の代理で出席する場合の香典
- ×葬式の花輪、供花

「贈らない」「求めない」「受け取らない」の「三ない運動」を徹底しましょう!



なお、例外的に罰せられない行為として、議員本人が持参する結婚式のお祝い・香典があります。市民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

## ●第1回定例会日程●

3月2日(月)	本会議 開会、開議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、請願上程付託、議案第1号から42号までの上程及び提案理由の説明、議案第1号の質疑、討論、採決
	本会議 総括質疑(議案に対する質疑)、議案の委員会付託 本会議終了後、議会運営委員会
11日(水)	総務文教常任委員会
12日(木)	建設水道常任委員会
13日(金)	民経消防常任委員会
16日(月)	本会議(一般質問)
17日(火)	本会議(一般質問)
18日(水)	本会議(一般質問)
19日(木)	本会議 委員会報告、質疑、討論、採決、追加議案(議案第43号、議案第1号~9号議案)の上程及び提案理由の説明、質疑、討論、採決、閉会

## 議会を傍聴しましょう

本会議及び委員会には、どなたでも傍聴することができます。傍聴は、市議会の活動にふれることのできる身近な方法ですので、ぜひ傍聴してください。本会議場の傍聴席は、記者席4席、一般席42席があります。傍聴を希望される方は、傍聴受付簿に住所・氏名を記入し、傍聴者人口から傍聴席に入ります。委員会の傍聴できる人数は、10人までです。なお、傍聴の手続きは、本会議と同様です。  
【平成21年第1回定例会の傍聴者数74名】